

仕 様 書

1. LPガスの規格

い号 (JIS K 2240 1種1号)

- ・プロパン及びプロピレンの合計含有量が80mol%以上
- ・エタン及びエチレンの合計含有量が5 mol%以下
- ・ブタジエンの含有量が0.5mol%以下

2. LPガスの納入場所

栃木県さくら市喜連川 5547 番地

喜連川社会復帰促進センター

3. 納入期間

2007年7月から2008年9月30日迄

4. 納入条件

- (1) LPガスは、ガスメーター（体積）を通過したときをもって喜連川社会復帰促進センターに納品されたものとする。
- (2) 供給業者は、LPガスの残量の確認を行い、安定供給できるようLPガスを搬入すること。
- (3) LPガスの搬入に際しては、喜連川社会復帰促進センターの管理上支障のないよう事前に連絡調整を行うこと。
- (4) 喜連川社会復帰促進センターの大門の通行に際しては、喜連川社会復帰促進センターの運営規定に従い、通行時間やバルクローリーの高さについては社会復帰サポート喜連川株式会社の指示を遵守すること。
- (5) LPガスの搬入及び納入に関して不測の事態が生じた場合は、社会復帰サポート喜連川株式会社に報告し、その指示を受けること。
- (6) 故意又は重大な過失により、喜連川社会復帰促進センターの施設及び備品等に損害を与えた場合、供給業者はその損害を賠償すること。
- (7) 車両の入館制限は4 t車迄とする。

5. LPガスの抜き取り

LPガス供給開始及び終了時に関わるLPガスの抜き取り及び事前の充填が必要になる場合は、社会復帰サポート喜連川株式会社、供給業者、及び新納入者の三者で協議して行う。

バルク容器内に残ったLPガスについては充填した業者が引き取るものとする。

6. その他

- (1) ガス供給設備の点検及び調査の業務に従事する者の名簿及び資格証明書の写しを、社会復帰サポート喜連川株式会社に提出すること。
- (2) ガス残量等の自動通報等の際に使用する電話基本料金・回線料は供給業者の負担と

する。

(3) 特定供給設備設置の申請及び申請に関わる費用は供給業者の負担とする。

以上